

2015 年 10 月 30 日

TPP 協定に定められている著作権法整備に関わる事項についての意見

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備については、国内において、古くは平成 18 年 1 月の文化審議会著作権分科会報告書において「デジタル対応ワーキングチーム関係」での課題として、「著作権法の支分権の対象ではない“単なる視聴行為”をコントロールする技術的手段の回避を制度的に防止することは……今後も技術動向に注視しつつ引き続き慎重に検討し、平成 19 年を目途に結論を得るべきものとした」（法制問題小委員会第 6 回議事録より）という経緯もあり、当時、想定していなかった手段により有線放送の有料番組のスクランブルを解除する機器（所謂“違法チューナー”）をインターネットオークションから購入し、有線放送事業者との契約なしに、有線放送を“ただ見”して録音録画する行為が発生していました。

この“違法チューナー”は不正競争防止法で「技術的制限手段の回避を行う機器」として、その輸入・販売等については差止請求権及び損害賠償権が認められておりますが、著作権法上の解釈では「このケーブルテレビや衛星放送のスクランブルを解除する行為」は“技術的保護手段”には該当せず“単なる視聴行為”であるとし、かつアクセスコントロールの規制に関わることから著作権法による措置は現在までございません。

しかしながらこの行為は、視聴者とケーブルテレビ事業者間の契約が存在しないことから、有線放送事業者が視聴者から得る受信料、番組供給事業者（委託放送事業者）が有線放送事業者から得る番組購入費、及び著作者が得る著作権使用料の全てが逸失することとなり、著しい経済的不利益が生じていました。（不法受信対策協議会 推定値：年間 70 億円強）

こうした状況を鑑み、放送法においては「契約無しに有料放送を視聴する行為は違法」とされ制度化されましたが、残念ながら罰則規定はございません。

また、現在のデジタル放送時代においても、所謂“浮遊 B-CAS カード”によりスクランブルのみを解除し、コピーガードには反応しないで、地上デジタル・BS デジタル放送を視聴及び録画できる所謂“無反応デジタルアダプター”も登場したり、所謂“ブラック CAS カード”と言われている B-CAS カードの改ざん、複製による有料放送の無料視聴行為が発生しています。

以上のことから、今般の TPP 協定において、民事上の救済措置及び刑事罰の導入が基本合意されたことは非常に意義のあることと考えます。是非、国内法において、本件についての継続検討を行い、伝送されるコンテンツを財物と見なし、不正視聴・不正利用を取り締まる規定の検討をお願い申し上げます。

以上